

海上試運転における操舵試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

海上試運転における操舵試験に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則では、満載状態において要求される操舵装置の能力が規定されており、当該能力の確認は、海上試運転の際に満載状態において行うことが標準となっている。しかしながら、ばら積貨物船やコンテナ船等においては、満載状態とすることが難しい場合があることから、当該 SOLAS 条約においては、代替の確認方法として、部分的に舵を没水させた状態で行った操舵試験により得られた舵力及びトルクを基に満載状態における舵力及びトルクを見積もることで操舵装置の能力を確認して差し支えない旨併せて規定されている。

一方、当該 SOLAS 条約では、上記の満載状態における舵力及びトルクを見積もる手法が明確に規定されていないことから、IACS は、その計算方法を策定すべく検討を行っていた。その結果、当該計算方法を詳細に規定する統一解釈 SC246(Rev.1) を 2015 年 9 月に採択した。

当該統一解釈は、2016 年 1 月に開催された IMO 第 3 回船舶設計・建造小委員会 (SDC3) において審議され、2016 年 5 月に開催された IMO 第 96 回海上安全委員会 (MSC96) において MSC.1/Circ.1536 として承認した。

このため、IACS 統一解釈 SC246(Rev.1)及び MSC.1/Circ.1536 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

部分的に舵を没水させた状態で操舵試験を行った場合について、当該試験により得られた舵力及びトルクを基に外挿をすることで満載状態における舵力及びトルクを見積もる計算方法を規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 B 編 B2.3.1